国会事項

衆　議　院

質問書提出

十月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ぱちんこ遊技機の不正改造問題に関する質問主意書（初鹿明博提出）

「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

北方領土の「二島先行引き渡し」に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

ＴＰＰの今国会での承認と関連法の成立に反対しＴＰＰの交渉見直しを求めることに関する質問主意書（仲里利信提出）

議事日程

十月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十八年十月二十八日（金曜日）

午後一時開議

第一　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案（第百九十回国会、内閣提出）

第二　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案（第百九十回国会、内閣提出）

第三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参　議　院

議事日程

十月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

平成二十八年十月二十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　パリ協定の締結について承認を求めるの件

質問主意書提出

十月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

いわゆる「強行採決」に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一四号）

「もんじゅ」に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一五号）

報告書提出

十月二十七日委員長から次の報告書を提出した。

パリ協定の締結について承認を求めるの件（閣第一号）審査報告書

人事異動

内　　閣

（大臣官房参事官兼アジア大洋州局）外務事務官　四方　敬之

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

（大臣官房）同　垂　秀夫

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる（以上十月二十五日）

財　務　省

（大臣官房審議官）財務事務官　岡村　健司

国際局長事務代理を免ずる（十月二十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十八日チェコ国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 31 日

北海道労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間804円」を「１時間821円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 31 日

大阪労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間890円」を「１時間908円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 31 日

大阪労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間875円」を「１時間892円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 31 日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間813円」を「１時間836円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 31 日

香川労働局長　辻　　知之

第４号中「１時間750円」を「１時間752円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月15日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 31 日

金融庁長官　森　　信親

１　届出を行った者の名称等

(1)　名称　株式会社オーシー・ファイナンス
　　住所　東京都港区港南二丁目15番２号

(2)　名称　アートポートインベスト株式会社
　　住所　東京都港区西麻布一丁目４番20号

(3)　名称　株式会社あかつき本社
　　住所　東京都中央区日本橋小舟町８番１号

(4)　名称　株式会社アトリウム
　　住所　東京都千代田区内幸町一丁目５番２号

(5)　名称　株式会社桜十字
　　住所　熊本市南区御幸木部一丁目１番１号

(6)　名称　株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション
　　住所　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号

(7)　名称　株式会社スタートトゥデイ
　　住所　千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１

(8)　名称　株式会社ソウ・ツー
　　住所　大阪府枚方市桜町９番１号